

平成 2 5 年

第 5 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 2 5 年 第 5 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 2 5 年 5 月 2 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
北 嶋 扶 美 子

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (文化・スポーツ課)

議案第 2 号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について (文化・スポーツ課)

議案第 3 号 我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について(文化・スポーツ課)

議案第 4 号 我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第 5 号 我孫子市文化財審議会委員の委嘱について(文化・スポーツ課)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 4
議案第 3 号	我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 13
議案第 4 号	我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 16
議案第 5 号	我孫子市文化財審議会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 23

議案第 1 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 5 月 2 8 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市民体育館を 6 5 歳以上の者が使用する使用料金のうち、団体の使用については、構成員の半数以上が 6 5 歳以上である団体が使用する場合のみを減額の対象とするため、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議会に上程するよう、市長に依頼するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例(昭和61年条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第10条関係） 我孫子市民体育館使用料 表 略 備考</p> <p>1 <u>次の各号のいずれかに該当する</u>場合の使用料は、高校生以下の使用料と同額とする。</p> <p>(1) <u>65歳以上の者が、サブアリーナ、武道場又はトレーニング室を個人使用する場</u> <u>合</u></p> <p>(2) <u>規則で定めるところによ</u> <u>り、当該年度の4月1日に</u> <u>おいて構成員の半数以上が</u> <u>65歳以上の者である団体と</u> <u>して登録を受けた団体が、</u> <u>メインアリーナ、サブアリ</u> <u>ーナ若しくは武道場を専用</u> <u>使用する場</u> <u>合又は野球場若</u> <u>しくは庭球場を使用する場</u> <u>合</u></p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>別表（第10条関係） 我孫子市民体育館使用料 表 略 備考</p> <p>1 <u>65歳以上の者が使用する場</u> <u>合</u>の使用料は、高校生以下の使 用料と同額とする。</p> <p>2 及び 3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の別表備考1第2号の登録の申請、登録の決定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 2 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 5 月 2 8 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正のため、我孫子
市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第9条に規定する許可を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用許可申請書（様式第1号）又は我孫子市民体育館使用許可申請書（随時用）（様式第1号の2）を次の各号に掲げる施設につきそれぞれ当該各号に定めるところにより、教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第9条に規定する許可を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用許可申請書（様式第1号）又は我孫子市民体育館使用許可申請書（随時用）（様式第1号の2）を次の各号に掲げる施設につきそれぞれ当該各号に定めるところにより、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p><u>3 前2項の規定による申請を行おうとする者は、あらかじめ我孫子市体育施設使用者登録申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、条例別表備考第1第2号の登録（以下「登録」という。）を受けようとする団体が申請するときは、65歳以上団体登録申請名簿（様式第3号。以</u></p>	

下「名簿」という。)を添付しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に我孫子市体育施設使用者登録カード(以下「登録カード」という。)を交付するものとする。この場合において、当該申請者が、名簿を提出しているときは、併せて登録の可否を決定し、65歳以上団体登録決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

5 登録カードの様式は、教育委員会が別に定める。

6 登録の有効期限は、登録を決定した日の属する年度の末日までとする。

7 登録の更新を受けようとする者は、毎年3月1日から同月16日までの間に教育委員会に名簿を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、我孫子市民体育館使用許可書(様式第5号)を当該申請者に交付するもの

(使用の許可)

第3条 教育委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、我孫子市民体育館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するもの

とする。

2 略

(使用の取りやめ等)

第5条 使用者は、許可を受けた施設の使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、我孫子市民体育館使用取りやめ・変更届 (様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付)

第6条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設の使用を取りやめる場合において、使用日の14日前までに前条の手続を行わないときは、当該許可を受けた施設の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 略

2 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用料減免申請書 (様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、我孫子市民体育館使用料減免通知書 (様式第8号)により申請者に通知するものとする。

とする。

2 略

(使用の取止め等)

第5条 使用者は、許可を受けた施設の使用を取り止め、又は変更しようとするときは、我孫子市民体育館使用取止め・変更届 (様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(施設の使用を取り止めた場合の使用料の納付)

第6条 使用者は、自己の都合により許可を受けた施設の使用を取り止める場合において、使用日の14日前までに前条の取消し手続を行わないときは、当該許可を受けた施設の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 略

2 略

3 使用料の減免を受けようとする者は、我孫子市民体育館使用料減免申請書 (様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、我孫子市民体育館使用料減免通知書 (様式第5号)により申請者に通知するものとする。

<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の場合において、使用者は、我孫子市民体育館使用料還付請求書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>(登録の取消し)</u></p> <p>第10条 教育委員会は、第2条第4項の規定により登録を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>登録の要件を満たさなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>当該団体から登録を辞退する旨の申出があつたとき。</u></p> <p>(3) <u>虚偽その他不正な手段により、登録を受けたとき。</u></p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 略</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の場合において、使用者は、我孫子市民体育館使用料還付請求書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p>
--	---

様式第6号を様式第9号とし、様式第5号を様式第8号とし、様式第4号を様式第7号とし、様式第3号中「我孫子市民体育館使用取止め・変更届」を「我孫子市民体育館使用取りやめ・変更届」に、「取止め・変更をしたいので」を「取りやめ・変更をしたいので」に、「取止め・変更前」を「取りやめ・変更前」に改め、同様式を様式第6号とし、様式第2号を様式第5号とし、様式第1号の2の次に次の様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

【団体登録用】

市民体育館（メインアリーナ、武道場、会議室、野球場、テニスコート）、湖北中央公園野球場、手賀沼公園・湖北中央公園テニスコート、利根川ゆうゆう公園野球場大人用、サッカー場大人用を使用する団体用

我孫子市体育施設使用者登録申請書

年 月 日

登録番号									
フリガナ									
使用団体登録名									
フリガナ									
代表者氏名	昭・平 年 月 日生								
住所区分	市内 ・ 取手市 ・ その他市外								
代表者住所	〒 -								
電話番号									
緊急連絡先	携帯：				その他：				
パスワード					5 10				
パスワード	英数字5～12桁を左詰めで記入してください。								
使用者区分	高校生以下 ・ 一般 ・ 65歳以上								
アマチュア区分	アマチュア ・ その他								
活動内容	1 バドミントン 2 バレーボール 3 バasketボール 4 卓球 5 野球 6 サッカー 7 ソフトボール 8 硬式テニス 9 ソフトテニス 10 太極拳 11 フットサル 12 インディアカ 13 ショートテニス 14 その他（ ）								
会員数	人								
年齢層	19歳以下・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上								
備考									

- ※ 太枠内は、必ず記入してください。
- ※ 該当項目には、○印をしてください。

登録カード	確認	入力

様式第3号（第2条関係）

65歳以上団体登録申請名簿

年 月 日

団体名 _____

主な競技種目 _____

登録番号 _____ Fax _____ No. _____

	氏 名	年 齢	生年月日	住 所
代表者		歳	年 月 日	
2		歳	年 月 日	
3		歳	年 月 日	
4		歳	年 月 日	
5		歳	年 月 日	
6		歳	年 月 日	
7		歳	年 月 日	
8		歳	年 月 日	
9		歳	年 月 日	
10		歳	年 月 日	
11		歳	年 月 日	
12		歳	年 月 日	
13		歳	年 月 日	
14		歳	年 月 日	
15		歳	年 月 日	
16		歳	年 月 日	
17		歳	年 月 日	
18		歳	年 月 日	
19		歳	年 月 日	
20		歳	年 月 日	
21		歳	年 月 日	
22		歳	年 月 日	
23		歳	年 月 日	
24		歳	年 月 日	
25		歳	年 月 日	
26		歳	年 月 日	
27		歳	年 月 日	
28		歳	年 月 日	
29		歳	年 月 日	
30		歳	年 月 日	

※ 虚偽の申請をした場合は、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、使用の許可を取り消す場合があります。

館長	管理	入 力	
		登録	リスト

様式第4号（第2条関係）

65歳以上団体登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市教育委員会 印

65歳以上団体登録以上について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

1 登録決定

登録番号								
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで							

※ 登録の更新を受けようとするときは、毎年3月1日から16日までの間に、65歳以上団体登録申請名簿（様式第3号）を教育委員会に提出してください。

2 却下

理由	
----	--

附 則
この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 5 月 2 8 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市つくし野多目的運動広場の多目的コートの使用区分に「高校生以下」を新たに設けるとともに、構成員の半数以上が 6 5 歳以上である団体についても「高校生以下」の使用料と同額にするため、我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議会に上程するよう、市長に依頼するものです。

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前	
別表（第5条、第9条関係）			別表（第5条、第9条関係）	
施設名	使用区分	使用料 （1時間 当たり）	施設名	使用料（1時間 当たり）
多目的スポーツコート	高校生以下	200円	多目的スポーツコート	400円
	一般	400円		
多目的ルーム及び和室		100円	多目的ルーム及び和室	100円
<p>備考 規則で定めるところにより、 <u>当該年度の4月1日において構成員の半数以上が65歳以上である団体として登録を受けた団体が使用する場合の使用料は、高校生以下の使用料と同額とする。</u></p>				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の別表備考の登録の申請、登録の決定その他この

条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 4 号

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 5 月 2 8 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の一部
改正のため、我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条
例施行規則の一部を改正するものです。

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

我孫子市つくし野多目的運動広場の設置及び管理に関する条例施行規則
(平成20年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の申請及び許可)	(使用の申請及び許可)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
<p>3 第1項に規定する者のうち、条例別表備考の登録(以下「登録」という。)を受けようとする団体は、あらかじめ我孫子市つくし野多目的運動広場使用者登録申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。</p>	
<p>4 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、当該申請者に我孫子市つくし野多目的運動広場使用者登録決定(却下)通知書(様式第4号)により通知するとともに、登録の決定をしたときは、我孫子市つくし野多目的運動広場使用者登録カード(以下「登録カード」という。)を交付するものとする。</p>	
<p>5 登録カードの様式は、教育委員会が別に定める。</p>	
<p>6 登録の有効期限は、登録を決定し</p>	

た日の属する年度の末日までとする。

7 登録の更新を受けようとする者

は、毎年3月1日から同月16日までの間に第3項の規定による申請を行わなければならない。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(使用の取りやめ等)

第6条 条例第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、**我孫子市つくし野多目的運動広場使用取りやめ・変更届(様式第5号)**を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(有料施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付)

第7条 使用者は、使用者の責めにより許可を受けた有料施設の使用を取りやめる場合において、使用日の14日前までに前条の**手続**を行わないときは、当該許可を受けた有料施設の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 略

2 使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市つくし野多目的運動広

(使用の取消し等)

第6条 条例第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、**我孫子市つくし野多目的運動広場使用取消・変更申請書(様式第3号)**を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(有料施設の使用を取りやめた場合の使用料の納付)

第7条 使用者は、使用者の責めにより許可を受けた有料施設の使用を取りやめる場合において、使用日の14日前までに前条の**取消し手続**を行わないときは、当該許可を受けた有料施設の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 略

2 使用料の免除を受けようとする者は、我孫子市つくし野多目的運動広

場使用料減免申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の免除を決定したときは、我孫子市つくし野多目的運動広場使用料減免通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

第10条 略

（登録の取消し）

第11条 教育委員会は、登録を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 当該団体から登録を辞退する旨の申出があったとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、登録を受けたとき。

第12条 略

場使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の免除を決定したときは、我孫子市つくし野多目的運動広場使用料減免通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

第10条 略

第11条 略

様式第5号中「年 月 日申請のあった」を「年 月 日付けで申請のあった」に改め、同様式を様式第7号とし、様式第4号を様式第6号とし、様式第3号中「我孫子市つくし野多目的運動広場使用取消・変更申請書」を「我孫子市つくし野多目的運動広場使用取りやめ・変更届」に、「取消・変更したいので」を「取りやめ・変更をしたいので」に、「取消・変更前」を「取りやめ・変更前」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第2号の次に次の様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

【65歳以上団体登録用】

我孫子市つくし野多目的運動広場使用者登録申請書

年 月 日

登録番号					
ふりがな					
使用団体登録名					
ふりがな					
代表者の氏名					
代表者の住所	〒 我孫子市				
電話番号					
会員数	人（うち65歳以上の者				人）

登録を受けようとする年度の4月1日において65歳以上の方について記入してください。10人を超える場合は、別に名簿を添付してください。

	氏名	年齢	生年月日	住所
1		歳	年 月 日	
2		歳	年 月 日	
3		歳	年 月 日	
4		歳	年 月 日	
5		歳	年 月 日	
6		歳	年 月 日	
7		歳	年 月 日	
8		歳	年 月 日	
9		歳	年 月 日	
10		歳	年 月 日	

様式第4号（第4条関係）

我孫子市つくし野多目的運動広場使用者登録決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

我孫子市教育委員会 印

我孫子市つくし野多目的運動使用者登録について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

1 登録決定

登録番号								
有効期間	年 月 日から		年 月 日まで					

※ 登録の更新を受けようとするときは、毎年3月1日から16日までの間に、我孫子市つくし野多目的運動使用者登録申請書（様式第3号）を教育委員会に提出してください。

2 却下

理由	
----	--

附 則

この規則は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市文化財審議会委員の委嘱について

我孫子市文化財審議会委員を次のとおり委嘱する。

平成 25 年 5 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市文化財の保護に関する条例第 19 条に基づき、委嘱いたしたく提案いたします。

我孫子市文化財審議会委員

- 1 委嘱期間 平成25年6月1日から平成27年5月31日まで
- 2 委嘱年月日 平成25年6月1日
- 3 委嘱人数 7人

	氏名	住所	分野	備考
1	浅間 茂	千葉県我孫子市	自然	再任
2	佐野賢治	茨城県つくば市	民俗	再任
3	梅村恵子	東京都文京区	歴史	再任
4	金丸和子	神奈川県鎌倉市	有形	再任
5	西川 誠	東京都品川区	歴史	再任
6	河東義之	東京都練馬区	建造物	再任
7	古里節夫	千葉県白井市	考古	再任

